

一般社団法人 千葉県産科婦人科医学会 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人千葉県産科婦人科医学会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を千葉市中央区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は産科学および婦人科学の発展進歩を図り、母子の生命健康を保護増進することを一義とし、もって国民・県民の繁栄と人類社会の福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 産科婦人科にかかわる学術および調査研究に関する事業
- (2) 母体保護法および産科婦人科制度に関する事業
- (3) 産科婦人科の医療および保健に関する事業
- (4) 公益社団法人日本産婦人科医会および公益社団法人日本産科婦人科学会に関する事業
- (5) 千葉県医師会、自治体、関係団体との連携に関する事業
- (6) 社会一般への啓発および普及に関する事業
- (7) 会員の品位の向上と互助に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した産科婦人科医療に関わる医師
 - (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した団体または法人および個人
- 2 この法人の社員は、概ね正会員15名の中から1名の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。端数の取り扱いについては理事会で定める。
- 3 代議員を選出するため、会員による代議員選挙を行う。
- 4 代議員は、会員の中から選ばれることを要する。会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

- 5 第2項の代議員選挙において、会員は等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の前日までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消の訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。
- 8 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - (5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（会員）

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表理事に提出して、入会の申し込みを行うものとする。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知する。

（入会金及び会費）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第8条 会員は、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この定款に違反したとき

- 二 この法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき
 - 三 その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。
- 3 代表理事は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき
- (2) 総社員の同意があったとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対して、社員総

会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第17条 理事又は社員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該事案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条の規定により作成された社員の同意の意思表示をした書面又は電磁的記録についても同様とする。

第5章 役員

(役員)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事が19条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事は社員総会の普通決議によって解任することができる。

- 2 監事は社員総会の特別決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 役員報酬は、社員総会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁済することができる。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- 一 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- 二 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- 三 この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外のものとの間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(損害賠償責任の免除)

第27条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事とする。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合に

において、理事の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案が可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の同意の意思表示をした書面又は電磁的記録をした書面についても同様とする。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第21条第3項の規定による報告には適用しない。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は年1期とし、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画及び収支予算書については、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度は終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後に、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号から第2号までの書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、

備え置くものとする。

3 定款及び社員名簿を主たる事務所に、備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 39 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第 40 条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告)

第 42 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第 10 章 附 則

第 43 条 この定款は、この法人の設立の登記の日から施行する。

第 44 条 35 条の規定にかかわらず、この法人の最初の事業年度は、設立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

第 45 条 第 36 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算書については、設立後速やかに作成する。

第 46 条 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事	十河 正寛
設立時理事	生水 真紀夫
設立時理事	吉田 幸洋
設立時代表理事	十河 正寛
設立時監事	林 晴男

第47条 この法人の設立時の社員は、次のとおりとする。

設立時社員

住 所 千葉県千葉市花見川区幕張町6丁目97番地6

氏 名 諏訪部 博

設立時社員

住 所 千葉縣市原市菊間3174番地の12

氏 名 河西 十九三

第48条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人千葉県産科婦人科医学会のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成24年 4月 24日

氏名 諏訪部 博

氏名 河西 十九三